

96 寺院配置は防衛のためのものだったか どうか

問 城下町の寺院の配置は、軍事上の防衛目的を基本としたものであるといわれますが、仙台の場合もそうだったのでしょうか。

答 仙台城下の建設は、慶長6年〔1601〕仙台城の築城開始と同時に始まり、低湿な荒野に新たな大都市が造成されました。武士と町人の屋敷割が計画的になされると共に、おびただしい数の社寺が配置されました。その数を明和9年〔1772〕成立の「封内風土記」（田辺希文）には、『神社凡七十八、仏宇凡六十、神事場六、寺凡百三十二、傍院塔頭〔たっちゅう〕凡百二十一』と示しています。これらは、主として城下外廓の丘陵地や町境、即ち愛宕山、茂が崎、北山、定禅寺段丘（元寺小路）、八つ塚（新寺小路）に設置されたのであります。この状態を、防塞的な寺院によって形成した城下防衛線であると説明するのが通説となっています。仙台以外の各地の近世城下町の寺院配置について書かれた市史等でも、殆ど全部同様の説明がなされています。この支配的な説は、「城廓之研究」（大類伸）の中の『社寺は城下防衛の為め如何に配置されたであろうか。

1. 城廓の最も危険を感じる方面に社寺を配置す 但此の場合は城下を離れて外に置かれしものとす
2. 城廓附近の枢要なる地点に社寺を配置す 此の場合は城下の内にして城廓と連繋して堅固なる防禦線を形成し得るものとす 即ち城下町の間に置かれし支砦の如きものなり
3. 城下の通路の要処々々殊に城下の出口に社寺を配置す 此の場合は出入口を警戒する番哨の如き役目をなす
4. 城下の周辺に沿うて社寺（多くは寺院）を並列して城下の外防禦線とす此の場合は社寺を以て囲郭の一部と考へしものなり』とある寺院防衛専一論に拠るものであります。しかしながら寺院配置は防衛を目的として計画されたものであることを立証する文書・記録等は全く存在しません。その限りに於て、この説は完全に正当なものと断ずることはできません。一つの推論的説明であると考えるべきです。

従って、その反論もまたあり得ることになります。「日本都市成立史」（玉置豊次郎）が、次のような注目すべき所説を立てています。

『寺院の配置を防衛のためとする説明が正しく符合しているからといって、その説が正当なものと断じ得ない場合のあることを考えねばならない。今日合点が行く如く説明ができるても、はたして当時の人々がその意識に基づいて城下の建設をしていたかどうかは別に考えてみなければならない。確かに今日寺院防衛論が説明できても、その当時の人が防塞として寺院配置を考えていなかったら、その説明はあたらないことになる。

全諸侯はひたすら幕府の忌諱〔きき〕に触れることを怖れていた。ゆえに、かりそめにも軍事上の必要を意識して、寺院を配置するというが如きことは、考えも及ばないことであった。

寺院が山麓に建築されることは我が國古来の慣習であって、それには軍事上の理由は含まれていなかった。一般建築物は平坦の地に建築されることが必要であったが、寺院は平坦地よりも山麓の環境が喜ばれた。京都の東山には古来多数の寺院が建築された。長崎は城下町ではないが、町をとりまく山の麓はあますところなく寺院が配されていた。すべてこれ同断である。

たしかに寺院のなかには規模の大きなものもあって、一朝事ある時には戦闘の拠点に利用することは可能である。がしかしそれだからといって、これらの寺院は最初から城下防衛のために配置されたものと断定はできない。通常市内において寺院の如き広闊なる土地を獲得することは容易ではない。さればこれら広い敷地を要する建物が市の周辺に追われることは今も昔もまったく同じである。

全国の城下町を通じて、寺町造成の記録のなかには防禦線造成等の記録は見あたらない。……軍事上の秘密なるがゆえに確証がないのではなくて、実際にそういった事実がなかったから文献があるはずがないと解すべきである。

天正十八年以降になると、京都の寺町を始めから模する城下が増して……かくて代表的な寺町は仙台・弘前・名古屋・静岡・高田・堺・大阪・金沢・新潟等であるが、この頃になると寺院はまったく去勢されて武家の指示のままであって……むしろ市街地の整理に主眼が置かれてくる。堺市史は寺町を説明して

寺院偏在の主なる理由の一つは、其面積の大と、普通に墓地を伴ふ事が、市街の繁栄を阻害する事の多いのを慮ったからであらう

としている……この事は明らかに市街地整理が主であったことを証する。そしてこれは今日の都市計画の用途地域制の趣旨とまったく合致するものであった。

およそ各都市の古地図を按するに、どの城下の場合でも寺院を城下の各地に想像配置してみると、その場所ごとに寺院要害論を成立せしめることは不可能ではない。昔の城下は今日の巨大都市と比較すると、規模ははるかに小であった。されば少々位置が移動しても、いつでも同じ説明が有効である。前述の如く要害視された場合もいざれあったことと推察されるが、今日なお多くの学究者に支持されている寺院要害專一論は再考されてよい』。この論述は、通説とされているものの弱点、即ち寺院を軍事力の単位としてしまった前提の誤まりと、史料がないまま現代感覚を以てした推論の行き過ぎとを指摘しています。

寺院の数は、各地と同様仙台の場合も、明治以後は半数に激減してしまいました。そのような(2)現在に於いて、おびただしい数の寺院が寺町を構成していた状態を、本当の実感として再現することは不可能です。唯、城下絵図というペーパー上で見る以外にありません。そして寺院配置を論ずる場合、これを抜きにすることはできません。但し縮尺は、事実以上に近接し密集した配置

関係を示してしまいます。それだけに、厳しく予見を排除した正しい視覚で読み取る必要があります。いずれにしても、寺院は防衛拠点となり得る可能性は持っていたけれども、その設立配置が軍事目的から出たものであることを立証する資料は皆無であります。

注(1) 新寺小路一帯の地域、何人のか判明しない古塚が八つあったので、この名が出た。

注(2) 「共武政表」（参謀本部、明治12年）に『仙台……寺院110……』とある。

資料 仙台市史第3巻

日本都市成立史（玉置豊次郎）

97 「実録先代萩」の「実録」とは 「真相」の意味か、どうか

問 「実録先代萩」は「実録」とあるからには、それは伊達騒動の真相が描かれたもの信じてよいでしょうか。

答 「実録先代萩」とは、明治9年〔1876〕に河竹黙阿弥〔かわたけもくあみ〕が書き下ろした歌舞伎脚本「早苗鳥伊達聞書〔ほととぎすだてのききがき〕」⁽¹⁾が、現在そのような外題〔げだい〕⁽²⁾で上演されているので、その一般的な通称となっているものであります。この「実録先代萩」は、歌舞伎脚本の一系統である実録物の一つで、実録物とは実録に基づいた狂言という意味です。この場合の実録とは実説による脚色ということではなく、主として江戸時代の実録本の脚色⁽³⁾であります。⁽⁴⁾ 従って事実の正確な描写ではなく、興味本位の内容ですので、それをそのまま真相であるなどと信すべきものではありません。つまり、「実録先代萩」は伊達騒動の実説とはかけ離れたもので、あくまでお芝居伊達騒動⁽⁵⁾なのであります。

なお「実録」の熟語は、「実際にあったことの記録」という一般的な意味よりは、特に中国に於ける「天子一代の事跡を編年体に記した記録」をいうのが本来の意味であります。これらの実録が集積されて、やがて国や王朝の正史編纂の主たる材料となるのです。中国の元朝以前の実録は殆ど散失したが、「皇明〔こうみん〕実録」3,053巻、「大清〔だいしん〕実録」4,466巻は現存して貴重な史料となっています。中国の実録を模倣したものに、わが国の「文徳実録」10巻、⁽⁶⁾「三代実録」50巻、朝鮮の「李朝実録」1,709巻などがあります。「実録」とはこのようなもの⁽⁷⁾の⁽⁸⁾のに、わが国の幕末以降に始まる「実録本」「実録物」の「実録」は、極めて特殊に転化した用法であります。要するにこの場合の「実録」は、講釈師の口述を詳細に、完全にその通り〔実〕に筆録した「実録本」を材料とした意味であって、事実以外に多分に虚構が混入され、潤色され、